２０２６年3月２日

お客さま各位

「カード式貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当金庫は「カード式貸金庫規定」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1.改定となる規定

・カード式貸金庫規定

2.主な改定内容

（1）貸金庫内に格納できないものを明示

第１条(各納品の範囲)…一部抜粋
（3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

（2）貸金庫の契約の締結および利用等にあたり利用目的を確認することを明記

第２条（利用目的の確認）
（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で申出を行うこととします。
（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3.改定日

２０２６年４月１日（水）

以　上

＜本件についてのお問合せ＞
ビジネスパートナー部
０１２０-１８-３８６８（受付時間：平日９時～17時）

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank